

第九回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和二十五年十二月三日(日曜日)午前  
十時五十四分開会

本日の會議に付した事件  
○行政書士法案(衆議院提出)  
○地方公務員法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方  
行政委員会を開会いたします。

本日は先ず行政書士法案の審議をい  
たしたいと思ひます。先ず衆議院の提  
出でありますから、衆議院議員の川本  
議員から説明を求めます。

○衆議院議員(川本末治君) 只今議題  
となりました行政書士法案につきま  
して、衆議院地方行政委員会におきま  
す起草の経過並びに提案の理由等につ  
きまして、その要旨を簡単に申し上げた  
いと思ひます。

御承知のごとく行政書士は代書人の  
名称を以ちまして、従来長く内務省令  
代書人規則の規律を受けて参つたので  
あります。終戦後右規則が失効いた  
しまして以来、都道府県の中には條  
例を設けて地方的に行政書士業を規律  
しておるものも現われて参りました  
が、併し今日尚未だ條例の制定すらい  
たしてない地方も相当多数ございま  
すので、関係業者の不安と一般公衆の  
不利、不便は甚だしいものがあるの  
であります。そこで法律を以て行政書  
士に関する諸般の事項を明定し、右の不  
安、不便を除却せんとするものであり  
ます。このことは又他面には書類  
を受理する官公署の執務能率の向上に

も裨益するところが甚大であると存じ  
ます。

次にこの法律案の内容を申し上げます  
と、本法二十三條、及び附則十項よ  
り成立つておりまして、行政書士の業  
務、資格、試験登録、事務所、報酬、  
行政書士会、同連合会に関する事項、  
罰則、その他不正業者取締に関する事  
項等に亘つて必要な規定を設けてい  
るのであります。

先ず資格といはしましては、知事が  
施行する行政書士試験に合格した者で  
あることを原則的の資格要件といは  
しまして、この試験を受けるには、或い  
は学校教育法による高等学校卒業者た  
ること、又國、地方公共団体の公務員  
として三年以上行政事務を担当したこ  
と、或いは知事がこれらに相当する知  
識と能力を有する者と認めましたこと  
を必要要件といたしております。併し  
例外としてこの法律施行の際、現  
に引続き一年以上行政書士の業務を行  
なつておる者で、曾てこの業務を行な  
つた年数を通算いたしまして三年以上  
になる者は、特に無試験で本法による  
行政書士の資格を與えることといたし  
ております。尙本法施行の際現に行政  
書士業を行なつておる者は、本法  
施行の日から二月以内に登録を受け  
れば、本法施行後一年を限り行政書士  
の名称を用いて業務を行ひ得ること  
にいたしております。

次に行政書士となりますには都道  
府県に備付ける行政書士の名簿に氏  
名、生年月日、事務所等條例所定の事  
項を登録せしめることといたし、尙そ  
の事務所は一ヶ所と限定し、ただ知事  
の認可によりまして出張所を設け得る  
ことといたしております。而して知事  
が必要であると認めるときは当該吏員に  
その身分を証明する証票を携帯させ、  
関係者にこれを呈示させ、行政書士の  
事務所に入り、帳簿及び関係書類を  
検査させることができるように規定し  
ております。但しこの立入り検査は犯  
罪捜査のために認められたと解釈して  
はならないこと及び日出より日没まで  
の間でなければならぬことを明定し  
ております。

又行政書士がこの法律又はこれに基  
く命令規則その他知事の処分違反し  
たとき、或いはいれゆる重大なる非行  
があるときは、知事は公開による聽聞  
を行なつた後、一年以内の業務の停止  
又は登録の取消を行ひ得ることといた  
しております。又もぐり業者に対する  
取締を行うことにしまして、一面には  
一般公衆が不測の損害を受けないよう  
にし、又他面には登録業者の利益保護  
を図つておるのであります。

最後にこの法律の実施のための手続  
その他その執行に關し必要な規定は總  
理府令で定めることとし、本法の実施  
を昭和二十六年三月一日からいたし  
ております。

本法案は第八臨時国会において七月  
二十五日に當委員會の成案を決定して  
委員會の提出法律案とするに決定した

のでありましたが、都合によりまして  
第八回臨時会におきましては不成立と  
なりましたので、閉会中継續審査をい  
たしまして本国会に提出いたしましたの  
でございます。

以上簡単に御説明申し上げましたが、  
何とぞ慎重御審議の上速かに可決いた  
されまますようお願いを申し上げます。  
尚法文などにつきましての詳細の点  
につきましては法制局の係官等も参つ  
ておりますので、そのほうからお聞き  
頂きますようお願い申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 衆議院議員川  
本末治君の外に衆議院の法制局第一部  
長三浦義男君、それから専門員長橋茂  
男君が見えております。それから地方  
自治庁側から鈴木政府委員が見えて  
おります。御質疑をお願いいたしま  
す。

○高橋進太郎君 只今行政書士法の提  
案趣旨をお聞きいたしましたのであります  
が、これは従来のあの地方裁判所長の  
認可を受けておつた代書人との關係、  
あの司法書士との關係はどういうこと  
になりますか。

○衆議院議員(川本末治君) お答えい  
たします。これは従来裁判所のほうの  
關係の登記簿類などを取扱つており  
ますものは司法書士法によりまして司  
法書士としての取扱を受けておりま  
す。このほうは、この行政書士と申し  
ますものは、わかりやすく申し上げます  
と、警察又は区役所等におきます戸  
籍事務とかいふような手続という程度

の仕事をしていておるものでありまし  
て、司法書士とは全然別個の立場でご  
ざいます。

○高橋進太郎君 そうしますと、あれ  
でしょうか、特に司法關係に司法書士  
法があるように、これに對する行政  
關係のほうのこういう事務をやる人の  
一括した法案だと、こう承知してよろ  
しいわけでございますか。

○衆議院議員(川本末治君) お説の通  
りでございます。

○西郷吉之助君 今提案者の説明があ  
りました。この法案に對する利害得  
失という点について自治庁の説  
明をお願いいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この行政書  
士法案に關しましては、衆議院におき  
まして御立案の際からいへば、地方自  
治庁の事務當局のほうと御折衝、御協  
議を頂きまして、私共といたしまして  
もこの法案全体につきましては何ら異  
存のないものでございまして、行政書  
士が正當にその業務を運営いたしま  
すことを保障いたします。このことば地  
方の行政を公正に行う上から申しまし  
ても、又行政書士に關するいろいろ、な  
不正事件が行われないようにする上か  
ら申しましても、地方自治のためには  
この程度の一つの規制をするというこ  
とは、適當なことじやないかというふ  
うに考えておるのでございます。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたし  
ますが、少し詳しく衆議院の法制局の  
ほうから説明させましようか。

二異議なしと呼ぶ者あり



ざいます。それから第二項におきましては、経過規定といたしまして、丁度この法律が三月一日施行になりました場合に、一年以上業務を行なつておる場合で、今までやつておる期間を通算いたしまして三年以上実績があつた行政書士というものは、この本法による行政書士と同様の取扱をするということにいたしておるわけでございます。附則の三項は、そういう人たちの登録その他の取扱の規定が書いてございませぬ。

それから附則の第四項におきましては、只今申上げました附則第二項以外の人たちで、この法律で、この際、つまり来年三月一日現在におきまして、年限の制限なしにたま／＼そのときに業務を行なつておる人たちにつきましては、その人たちに或る程度の特典を與えたいという趣意におきまして、施行後一年間は、行政書士の名前を使つてその仕事を行うことができるということにいたしておるわけでございます。これは本来この法律にいう行政書士とみなすものではございませんので、その行政書士の事実行為をいたすことを法律上認めるということでありませぬ。ただ罰則等につきましては制約を加えるということになつて、過渡的の処置の規定してあるわけでありませぬ。第五項におきましてその人たちの登録等の取扱の手續を書いてございませぬ。それから第六項におきましては本法におきまして一年一回試験をするということになつておりますので、差当りの試験を、この法律施行後六ヶ月以内に最初の行政書士試験を行うということにいたしましたのであります。

法律で試験を行います場合におきましての受験の資格と、それからどの程度に何年間試験を受けることができるかというふうな措置の規定でございます。それから附則の第八項におきましては、報酬額等につきましては知事が定めますまでの間、従前の額を法律でやり得るといふ経過措置でございます。それから附則の第九項におきましては、この法律施行前に行つて行爲に對します罰則の適用でございませぬ。これは地方の條例等で罰則等を設けておるものもございませぬので、施行前の行爲につきましては、新法の罰則によらないで従前の法令によるということにいたしてあるわけでありませぬ。それから附則第十項におきましては、この事務を地方自治庁の事務とすにすることを設置法の中の文章の中に加えることとあります。大体以上が行政書士法の法律の要點であります。

附則の第七項におきましては、この

務を行うことが他の法律において制限されておるものについては、その事務を行うことができないということになる。行政書士、それから他の弁護士、その他のそういう書士法との境界を規定してあるわけでございます。只今お話の点は、これを同じような仕事をやつておつた人かどうかというお話だろふと思ひますが、それは従来はそれ／＼行政書士法、地方の條例等において行政書士の仕事を規律しておるに過ぎませぬので、事実上行政書士と第一條に掲げておられます仕事を、例えば具体的に申上げますれば、区役所等に対してする書類の提出、いろ／＼なことを、他の名前において行政書士以外の司法書士等において行なつておる場合においては、勿論そこに資格があるということでありませぬ。ただおのずから行政書士としてその人がやるのではなくて、司法書士でありながら同時に行政書士の仕事をやつておるといふ二重の資格がある。かようなことになつておるわけでありませぬ。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問をお願いします。

○高橋進太郎君 地方によりましては、いわゆる司法書士とか、弁護士とかが行政書士と同じような事務をやつておるわけですが、その関係はどういうふうになるわけなんでしょうか。やはりそういうのは改め試験を受けなくてはならないのですか、或いは十九條の但書で行けるかどうか、その点はどうかでございませぬか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは第一條の二項に、一応その境界は規定してございまして、この官公署と申しますと広い意味であります。その場合におきまして、例えば官公署に提出する書類でありませぬ、その業務

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、例えば司法書士では、本来の司法書士の仕事をやるに、最初司法書士法によつて登録を受けることになりませぬので、その人が又行政書士の仕事をやるうとする場合におきましては行政書士法にお

て登録を受けてやる、この手續をして資格を得るといふことは必要だろふと思ひます。併しながらその人が両方の仕事をやり得るかどうか、司法書士でありながら行政書士の仕事もやり得るかどうかということ、その人の仕事の内容が司法書士でありながら、司法書士以外の行政書士の仕事も内容としておつた場合には両方の資格がある。どういふようなことになつておるわけでありませぬ。

○高橋進太郎君 そうすると、弁護士でも司法書士でもこの法律の制定に伴つてやはりこういう仕事をやるためには行政書士としての登録を受けなくてはならない。こういうことになつておるわけですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) さうでございます。

○委員長(岡本愛祐君) それに関連して伺ひますが、現在司法書士で、そして最近の半年は行政書士の仕事をやつておるけれども前はやつていなかった。司法書士は前からやつておつたが、行政書士の仕事は半年前からやつておるといふ人が仮にあれば、その人は三月からは行政書士の仕事はやれない。こういうことになりませぬか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは附則の二項のほうは一年以上となつておりますから、それには該当いたしません。行政書士とは限りませぬが、四項のほうは半年くらいでありませぬ。このほうは年限を書いておられますから、行政書士の名称を用いて一年間は行政書士の仕事ができる。かよふことになつておるわけでありませぬ。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 又は試験を受ける……。

○委員長(岡本愛祐君) どんなに有能な人でもです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) は

○高橋進太郎君 そうするとあれですか。弁護士なら弁護士の場合で司法書士法なんかでは当然それは司法書士の仕事ができるということになつておるわけですが、この場合はそういうのもやはり試験を受けておつてやらなければいけないという、こういうことになつておるわけですか。年限に満たない場合は……。それから年限があつても登録しなければならぬ。こういうことになつておるわけですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 弁護士におきましては私先ほど申上げたのが言葉が足りなかつたと思ひますが、弁護士法におきましては第三條におきまして「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴願、審査の請求、異議の申立等行政庁に對する不服申立事件に關する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」といふことになつておるわけでありませぬ。この範囲におきましては勿論弁護士は当然でございますので、結果におきましては大部分は弁護士は行政書士といふ登録を受けませぬでも、只今の経過規定におきまして行政書士の仕事は私に事実上できると思ひます。ただこれに該当いたしません場合におきましては、行政書士の資格を取らなければ、その程度においては直ちに弁護士といふことも行政書士の仕事はできません。か

○委員長(岡本愛祐君) 一年間限り、一年以上はできない……。

○西郷吉之助君 違つた都道府県の認可を受ける場合ですが、府県が違つた場合にはそのおの／＼の府県で認可を受けなければならないので府県は二つ三つに亘つてもかまわないのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、この行政書士は必ず一都道府県に限るということを原則としておるのであります。他

の都道府県におきましては、そのらとの場合におきましては、そのらとのほうで登録を受けて、そして前の登録は取消される、かような結果になるわけでございます。それは第六條の第四項でございます。行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限り、第二條の規定にかかわらず、第二條と申しますのは先ほどの資格でございますが、その資格を受けた者は資格を受けた都道府県で「行政書士」となる資格を有することができるといふのでありますから、それ以外の都道府県では資格がない。そういうことになりま

す。そういう一規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができるといふことになっております。

○西郷吉之助君 その点をもう一度伺います。止むを得ない事由がある場合というのは行政書士の……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これは行政書士は必ず試験制度を原則としておるので、他の都道府県において行政書士の仕事をやろうとする場合には、改めて試験を受け直して、そうして登録を受けなければ行政書士の資格を得られないのであります

けれども、その試験を受けませんで、特別止むを得ず住所を移す、或いは一方のほうではいろいろな関係で仕事ができないからどうしても他の県で仕事をやりたいという特殊事情がありまして、この場合においては試験なしに認可だけやれる。こういうわけでございます。

○西郷吉之助君 もう一点伺います。事務所の設置場所を變えれば、結局府県を變えた場合には、變つた所です。試験を又受けるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 變つた所におきましては、只今の規定によりまして認可だけ受ければ試験は受けない。かようなことになっております。

○西郷吉之助君 第八條に事務所は一個所に限ると言ひ、出張所を設けるといふのは認可を受けなければならぬ、このいふふうなことは何か仕事の範囲を特に制限するようになつておられますか、このいふふうな種類のものは皆このいふふうな規定になつておられるのか、その点を伺いたい。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 例えは司法書士について例を申し上げますれば、これと同じような規定が司法書士法でも置いてございます。この点はこういうようなところから立法趣旨があると思つておられますが、それはあまり事務所の設置を自由にいたしません。これは實際仕事を、行政書士自体が實際自分でその仕事をするということが前提であるのであります。これが自分が行政書士の登録だけを受けまして、あとはそれ以外多数の人を使つて、名義だけを出して方々に出張所、事務所を設けるということになりますと弊害が伴うということがあります

で、その点から實際自分の仕事をやり得る能力を考へますと大体一個所、このいふふうことになるのじやないかと考へます。

○西郷吉之助君 もう一点伺います。一個所の事務所は行政書士の試験を受けるというのとは一体一人以上はどうか。二人も三人も一緒にこの仕事をやうておる場合は事務所をどのくらい……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その場合におきましては、とにかく行政書士は一人について一個所でございます。三個人までが最高の制限であると思ひます。尚又事務所が一個所にあるとして出張所を設けることができますので、出張所を方々に二個所、三個所或いは四、五個所、かようなことも可能であるかと思ひます。

○石川清一君 行政上の書類は全部行政書士の手を経なければならぬかどうか、先ずそれを伺いたい。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) さうなことはございませぬので、これは自分で書くのがむしろ建前であるかと存じます。が、そういうことができなかつたり、或いはいろいろの都合上、他に依頼してやるといふことが便宜である場合に行政書士が仕事をすることになりますから、第一條にも「他人の依頼を受け報酬を得て」ということになつてございます。

○石川清一君 この場合に、町村役場或いは市役所が、便宜上その吏員が厚意的にこれを扱つた場合にどうなりませぬか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は業務と……

○石川清一君 厚意と申しますと、時間外に取扱つた場合には……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はそれが報酬を得てやるといふようなことになりませぬ、業務というところになるかと思ひます。けれども、私共がお互いに他から頼まれてそれを便宜書いてやるといふことだけでありますれば、行政書士法の規定に反するということはないだらうと思ひます。

○西郷吉之助君 この試験の科目です。このいふ試験科目はどの程度試験をするのか。例えは弁護士試験と同等の程度の試験をさすのか、それ以下なんです。どの程度に目標を置かれるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これは法律関係につきまするとところの一般的な知識といふことを大体前提といたしまして、その高度のものは必要でないかと思つております。例えは一番のことで必要なのは、無論憲法は当然手続法等の一般概念といふようなところが大体この試験の標準ではないかと考へております。

○西郷吉之助君 例えは大学生の在学中の学生でも試験をパスすれば一向差支えない、学生でも……その点どうでしょう。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は勿論差支えございませぬ。

○高橋進太郎君 先ほどから私は一例を弁護士の例で引いたのですが、どうして……司法書士や何かではいわけゆる一定の資格のある者が、直ちに司法書士として認定を與えられる基準になるわけですね。従つて我々の常識から

言へば、行政書士法においても、例えは府県の吏員を十年以上もやつたとか、丁度裁判官をやつた者が司法書士としての資格を與えられるように、何か試験を受けなくても当然社会常識からこれらの事務については一応こなせるという認定をなし得る者は、当然その認定で資格を持ち得るような方法にならなかつたのか。どうしてそれが司法書士と違つた試験制度を勵行したのか。その違いはどうですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そのいふ司法書士で行います仕事は法務局の管轄区域を主体といたしまして、その範囲内で司法書士の仕事はできるというふうになつておりました。その仕事も特殊の司法関係の裁判所等に、或いは検察庁、法務局等に提出いたしますところの書類といふようなことに限られておられますので、地方法務局の認可を得て司法書士の仕事をやるというふうな制度になつておると思つておりますが、行政書士のほうは仕事の範囲が別に一般常識的と言ひますか、広範囲でございまして、而もそれが一般的な仕事でございまして、例えは先ほど申しましたように戸籍、役場等で処理いたします戸籍関係の書類、例えは出産の届とか何とかいふことは、これは必ずしも特殊の人でなければできないことではなくて、一般人が誰でもやればやり得る仕事であります。ただ忙しむために自分で書けないから書いて貰うとか、或いは特殊の、全然字が書けないから依頼するといふようなこともたまにはあるかも知れませんが、大体においてはさうなことでよろしいと思ひます。従ひましてその仕事の内容から申しますと、極めて

一般的、広汎でありますので、それを資格という点から見た場合に誰にでも或る程度許してよきような仕事であると思うのであります。そうなりますと、非常に仕事の関係から申しまして、やはりその間に複雑に流れ、又取扱の点から申しまして慎重を欠くといふことにもなりませんので、さような程度の学力を持つておる人を前提としたしまして、その中から試験によつて特殊のこつという業態をすることに適當なる人を選び出す。かような制度にこの建前は一応はなつておるのであります。

○高橋達太郎君 ですから、私の申上げたと思いますのは、比較的専門的知識でないのだから、そういうものについて試験をして、その合格者になるというところは考えられると思ふ。ところが、その外に例えば公務員試験も今あるわけでありまして、まあ昔で言へば高等文官試験、或いは普通文官試験とか、そういうような公務員試験や何かで合格して、普通官庁などに五年なら五年、十年なら十年、そういう試験をとつてそういうふうな勤務した者に、経験のある者については試験しなくても行政書士に成り得るような途を開いて置いたほうが簡易でないかという気がするので、その点どういう考えですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は御尤もな御意見だと思ひまして、この資格の場合に一応そういうことは問題としたのであります。又逆に考えますと、さようなことになりまると特殊な人たちに特典を與えるというふうなことになる嫌いがござりまするし、それから又認可制度にい

たしますと先ほど申しましたような仕事の性質上すべての人に大體認可を與えてよきようなことにもなりますので、やはりそこに試験制度を、一般常識的な、法律常識的な試験を加味しまして、それによつて適當な人を選び出すということがこういう行政書士の仕事の性質上から推しまして適當ではなからうかと、かようなことになつたわけでございます。

○高橋達太郎君 私は逆にこういう試験制度を施行すると、むしろその試験を通つたものと何かという非常に門戸が閉ざされて、一種の行政書士というものが一つの特權的な職業になると思ふのです。それがこういう性質から広く門戸を開放して置くということが、こういう書類は元來は自分がやり得る、或いはサービスのよいところじや官庁がやつてくれるというものが大部分のものをまあこういうところで大部分のものが簡易にやり得るということと一般性を持ち得ると思ふのです。こういう試験制度は却つて門戸を閉じて一つの専門化し、特權化すると思ふ嫌いが出て来るのじやないか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はお説の通り御尤もな点もあると存じますが、先ほど申し上げましたように或る特殊の学力以上、例えば学校出た者は試験を受けないで行政書士の資格を獲得する。それから又これを一般に門戸を開放した場合にそういう資格のない者はどういふふうな扱いをするかということになります。やはり試験なり何かの特殊の制度を考えなくちゃならぬことになるだろと思ひますが、そういう場合を比較いたしましたときに、一方は学校出た者はすく

にその行政書士の特權を得られる。一方のほうは学校出なかつたというばかりにその特權がないということは制度の趣旨から申しまして、現在の、殊に新しい憲法下のこういう制度を考えます場合におきましては如何かというふうな点をも勘案いたされましてまあ試験制度が適當であるかと、かような結論になつたと思つております。

○高橋達太郎君 私はやはり司法書士や何かでも長く司法事務官をやつた者については認定でいいんじやないかと、将来やはり行政事務官なにかを多年やつておつた者には試験なしでも與え得る途を開いたほうが非常に、今までも全然これは取締規則と言いますか、そういう適用規則がなかつたといふことは、これは要するに一般的に誰でもやり得ると、こういうふうな仕組なんですから、それがこういう試験制度で非常に特權化して来るということになつて、却つてその点が閉ざれて窮屈になる。従つて同時に行政書士の報酬なり、手数料なりが非常に高くなるような感じをするのであります。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はどうも行政書士の仕事の性質が一般的でありますので、今のお説のような御趣旨から申しますと、結局大学を出た者、或いはそういう程度の資格を持つて居る者は誰でも許していいということになりますと、殆んど皆或る程度学校卒業した者、或いは経験のある者は皆許してもいい、こういうことに結果としてはなるのじやないかと思つております。そうなりますと、特にこの行政書士の或る程度資格向上といふような点から一定の範圍の

者から選出せうと、こういうふうな点から申しますと、まあどうかといふ点も考えられますし、それから司法書士等におきましては、これは裁判所の事務官とか、裁判所の書記官とか、或いは裁判所の書記官補、特殊のそういう仕事に或る期間従事している者は認可制度によつてやる。これは司法書士の仕事に特殊の裁判所、或いは檢察官等の仕事に限られておりますものですかさようなことも考え得ると思ひますから行政書士の職は非常に一般的である関係上、資格を広くするといふ建前になりますと、どうもやはり試験制度を加味しまして、御説のような趣旨から試験制度の運用においてそういう点は御趣旨に副うようにしたらば如何なものかと考える次第であります。

○高橋達太郎君 私はその逆で、むしろ一般的専門的だと割合に試験制度といふものは楽だと思ふのです、いわゆる専門的な試験の範囲で……ところが事務が一般的だといふことは同時に常識に近いといふことです。そういう意味から言へばやはり行政官庁に十年とか十五年とか勤めたという方がむしろこういう事務をこなすに適當じやないか。ところがそれをたま／＼非常に広い範囲についての試験で、試験問題でも非常にむずかしいので、従つてその試験をたま／＼通つたか通らないかといふことだけで決めるというところが却つてこの制度に關わらないのじやないか。むしろそうならばこの制度自体は学校を卒業したとか、こういう資格のある者について試験制度も必要でしようけれども、その外にそういう行政事務に多年の経験ある者

については認定によつて與えるといふような途を開いたほうが適當じやないかと思ふのですが、どういふものでしようか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そういたしましたら、御説のあれを具体的に考えますと試験制度を全廢いたしまして或る特殊の学校等の卒業資格なりを持つておる者は、者以上はすべて認可によつてやるということでございますか。それともそういうものを認可制度にもよるし、それからそれ以外、それらのものを持つていないという人でも勿論こういう制度ができれば当然何らかの形においてそれに參與し得ることを考へていいと思ふのであります。そういう人々には試験制度を加味するといふ両方建の御意見でございますか。どういふ御意見でございますか。

○高橋達太郎君 私はこの書士法にあるような試験制度も必要だと思ふのです。併しその外に丁度司法書士と同じように司法事務官といつたようなものに平仄が合うように行政事務に十年以上なら十年以上経験した者と、或いはこれに準ずる者と、そういうものには試験を除いて認定によつて資格を與える、こういうのも併用すべきじやないかという気がするのであります。

○鈴木直人君 只今高橋君の質問されたことにも関連するのであります。その資格を有する、行政書士の資格を有する者といふのと行政書士といふのは違ふといふように第六條ではなつておるようでありまして、行政書士となる資格を有する者の中に今のような試験制度で試験において合格した者、或いは一定の経歴を持つといふよう



られておるといふような場合が多いので、こういうやかましい法律が出る、村のものは町或いは市まで出てすね、そういう人に書いて貰わなければどうにもならないというふうなことになるのじやないか。而も司法書士のように専門的な非常に裁判関係で利害関係が直接影響するといふような大事なものではない。単に官庁などの簡単な書類その他を一々そういう手續をしなければならぬといふことでは煩瑣であると思われぬ点が第一点。第二点としては国民に利益を與えないようになくはない代書人といふようなものは頼むほうの側から自然淘汰されて行くのであつて、試験その他を以てこうしたものだけに仕事をやらせるのだといふようなことをやる必要がないのじやないか。これは私の素人考えなので、もう少しその点考慮せられたかどうか、御意見を伺いたい。

○衆議院議員(川本末治君) 御答申上げます。お説御尤もだと思つて、御承知のように従来内務省令で取締を受けておりました代書人は現在ではその規則がなくなりましてから野放しになつております。中には事実上随分恐ろしい代書人も現在ないではないやうでありまして、そういう点から行きますと、御承知のように各方面あらゆる自由業者がいる、な立場におきまして法律が制定されておき、すでに地方税法の中にも行政書士という業としてはつきり挙げられておりますので、何らの取締もなければ何もないといふやうな点は現在の業者の立場だけでなく、一般の人が迷惑を受けることは、それに報酬の規定もないといふやうな今までの状態でございますから、非常

に迷惑しておる面も誤山あると思ひますし、それからお言葉のような辺鄙な町村におきましては、先刻三浦部長が高橋委員の御質問にお答え申上げておられますように、報酬を貰わずに片手間におやりになるということにつきましては差支えないように意見も出しておりますので、それに尙辺鄙な所などでお使いになる場合には、何しろ商人でなく、報酬さえ正式に貰わなければ、どなたに頼まれても、必ずしも行政書士の行なつておる仕事といふものは先刻から饒々三浦部長から御説明申上げたようにむずかしい職業じやないから、實際の書けないようになつて別にならぬ不便はないのじやないか、かように私共は考へております。ただこの取締をするために又は一般の、外の利益のためにと申上げましたことは、先般申上げておられますように、事実上忌むしいもぐり業者を取締るといふやうな点に私共は重点を置いております。これらの点については巷間で大体御承知の問題だと思ひますが、戦後非常に低級な人で、却つてめちやくちやな料金を取られておるといふやうな点も相当見受けられます。地方私法の建前から言つても、この際、こうした關係の業者の中にただ一つだけこの代書人が取残されておられますので、それらの点も多少考へまして、私共のほうとしては立案をいたしたやうな次第であります。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只今小笠原議員からお尋ねがありましたので、尙附加えて申上げますが、行政書士法は行政官庁に出します書類はすべて行政書士の手を通じなければ出せないといふことを建前としておるのではございませぬ点は御承知のことと思ひます。ただ行政官庁に出す場合におきまして、その依頼を受けて職業としてやりますものは、この程度で資格を持つ、このやうな人でなければならぬといふことを規定いたしましたことによりましてその仕事の、書類を作成いたします業務の公正を図り同時に依頼者側の便利を図る、そういうことが趣旨なのでございませぬので、何もこのやうな人に頼まないで自分でやり得る能力のある人は勿論のこと、誰かお互いの依頼を受けまして特別にそれを業として、職業としてやるのではなくしてお互いの信頼關係とか友人關係で依頼を受けてやることは制限するといふ趣旨はございませぬので、その点は川本議員からお話がありました通りでございませぬが、尙念のため附加えて置きます。

○小笠原三三男君 いろいろことはさつきから説明されて承知しておるのでありますが、職業として考えなくとも、辺鄙な都市においてはあの人がいよいよ頼んでやる、その部落なら部落でみんなその人に持つて行つて面倒くさいことを頼むといふやうなことになるので半職業的になつておる場合がある。而もその人は試験を受けて登録まで取つてやろうといふやうな意思はない。そういう人に大根を持つて行つたり米を一升持つて行つたりして頼む。そういうやうなのは、このやうな行政書士会とか何とかいつて特権的なものが出来、試験を以て我々やつたのだといふことになつて、仕事の邪魔ですから結局そういうやうなものを取締

る、告発する、或いは競争相手として叩きつけてやる。このやうなことは当然起つて来るのじやないかといふやうなことが予想される。字の書けない者、仕事が忙しから頼みたいといふ辺鄙な所に住む方々は、一々行政書士の登録しておるところの事務所まで出て行くといふやうなことになる場合が多いんじゃないか。而も辺鄙な町村等で一々希望して行政書士の試験を受け登録をする者が全国に出て来ればそれもいいでしょうけれども、なか／＼、それも参らんのじやないか。それでさつき言いました手数料をむやみに高く取るといふやうなものは、手数料にこの規定を制限すればいいのであつて、試験を受けて一定の資格を得た者でなければいふやうなものはやれないのだといふやうなことになるたら少数者にどうしても特権的な職業感を與えるのじやないか。却つてそういう届出その他で一般国民が不便を感じるという場合も相当多く出て来るのじやないか、このやうな質問なんです。

○衆議院議員(川本末治君) 御答申上げます。御説は極く辺鄙な所などの依頼者が非常に困るのではないかと、いふやうな御意見のように拜聴いたしまするが、勿論それは常識的問題ではないかと思ひますが、そういう一定の業としてやるほどの仕事でもない、町から、小なり業者として立ち行くであらうなやうな、少しくらいずつやつておるのをそれを田舎のほうの所まで、いや報酬とかどうとかといふ点はないじやないか。行政書士会においもそういう点がないじやないかと私共は考へておられますが、それをいま一つの報酬の点の規定といふことはやはり何かよりどころがありませんと、現在では自由業でどこにも取締も何もありませんものですから、一人で三十四取もの、或いは百四取人もあるだろうし、又折角書いて貰つて金を取られてもこれは實際これじや駄目だといふやうなものも相当あるやにも存じますので、只今御懸念になります田舎の方が非常に不便をするといふことは、それは常識の問題だと私はさう考へておられます。御質問の御趣旨に合つていふやうな知れませんが、大体さういふやうなわけでありますから、田舎の方にはそんな問題は起きぬのではないか、かように考へておられます。

○小笠原三三男君 私もさうあつて欲しいと思ひますのですが、やはり業者として折角、試験を受けたやうなものは競争相手になるやうな商売の弊害しないやうな部分については目をつけるのではないかと。而も親切心で書いてやつて何か貰つたといふやうなことが、一つの事件として扱われれば一年間の徴役といふやうなことをやらされたのでは非常に困るといふやうなことになるのではないかと。これは見解の相違だといふことになるかも知れませぬが、そういうことが考へられる次第であります。これ以上申上げません。次に専門員の方に御質問申上げますが、市役所等でサービスに無料で、そういう書類を作成してくれといふやうなことをやらせるためには試験を受けて資格のある者を市の吏員として採用するか、市の吏員にやはりこの試験を受けさせてやらせるか、又もう一つは、県知事の認可を受けなければ事務

所も開けない。或いは出張所を持ってないというふうなことになるのである。その場合、市長が變つて県知事に庁内に事務所を置くというふうな認可を願わなければならないのか、これが第二点。第三点として、そういうふうな無料でやることによつて、他の個人としてこの業をやつておる者の職業を圧迫するといふような問題が起つた場合には、どういふふうな扱つて行くものでしようか、この三点を伺います。

○衆議院法制局參事(三浦義男君) 行政書士の仕事を、例えば役所において無料でやる場合におきましては、無料でそういうことを役所がやるということとは少しも差支えないと思つております。であります。役所が誰か特定の人を雇ひまして手数料を取つてやるということになりますれば、それは行政書士の資格を取つた者を置いてやらなければいけないと思ひます。無料サービスは少しもこの法の禁止するところではございません。その点につきましては十九條の規定にもござりますように、「行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の業業を行うことができない。」とござります。

事務所の点は、勿論無料で仕事をやります場合におきましては、行政書士法の制限を受けるわけではござりませぬから、これは別個の問題となりませぬ。ただそういう業体が、無料サービスをする場合は、公の施設において、これは可能でありませうけれども、個人といたしましては、そういうことは業体として成立し得ないだらうと思ひますから、實際問題としては無料で個人としてやるよりなことはいないと思ひます。官庁等の公の施設にお

ては、そういうことをやるのが考えられるだけではないかと思ひます。○小笠原二三男君 もう一つ伺ひませぬ。どうも素人考えかも知れませぬけれども、手数料を貰つて職業とするものは一定の資格を要する。それでないものはどんなほんくらが書いたものでもよろしいのだといふことは、どうもこの法の趣旨から言つておかしいのではないかと。やつぱり國民の利益のためにはどうしても資格を必要だと主張するこの法の趣旨から言つておかしいのではないかと。如何にかかわらず、こういう仕事をやる者は一定の資格を持つた者でなければならぬといふのがこの法の性格から言つて正しいのではないかと。どうも考へるのですが、この点お答へ願ひたい。

○衆議院法制局參事(三浦義男君) 行政書士法が立案されまする趣旨は、官庁に出しますところの権利、義務とか、或いは証明關係の書類を營業として、それを商売といたしましてやる人たちの保護と同時に、それに依頼する人たちの、一般市民の立場を保護するといふことが行政書士法の狙いでありまする。それで、そういう業態としてすることに對するいろいろ取扱方の規定が行政書士法でござります。御承知の通りであるかと存するでござります。従ひましてそれを職業といたしませんで、個人でやることは先ほども申し上げましたように全くの自由である。同じように、若し無料でそういう依頼する人が沢山仮におりました場合にござりますれば、依頼する人の信頼におきて、あの人に依頼すれば立派なものを書いてくれるだらうといふようなこと

の信頼さえあれば、どういふ人が相手であつてもこれは全く個人生活の自由であると思ひます。法律で規制する範圍ではなからうと思つて、ありませぬ。従ひましてそういう人たちまでもひつくるめまして何か制限をいたすといふことになりませぬ。結局私が先ほど申し上げましたように、官公署に提出する書類はすべて行政書士でなければ出せないといふことの前提をとらなければならぬ人たちがまでも制限する規定を作るわけに行かないと思ひますが、それは行政書士法の立案の趣旨ではござりませぬので、只今申し上げたようなことにならぬと思ひます。

○小笠原二三男君 だから、そういう趣旨でやれば今度は逆にその國民の自然淘汰待つようになりませぬ。いや、悪いところには頼みに行かない。頼みに行つた者は國民のほうでそれだけの力を持たなかつたのだといふだけで、何と申しますか、こういう規定を必要としないといふことでもいじやないか。例えばさつき提案者のほうで手数料のことが非常に問題にされてゐるようですが、この報酬等についてはそういう諸官庁に提出する書類を依頼を受けて書く者は、その業をする者はこれ／＼これ／＼以上の報酬を取つてはならぬ。それだけのことを決めたならばそれで片付くじやないかといふふうにおもつて。これは素人流の考へですが、今の答弁ではどうも納得行きませぬ。

○衆議院法制局參事(三浦義男君) それでは私から、こういう説明でよろしいかどうか存じませぬが、尙附加えて

申上げたいと存じますが、例えば司法書士でもその他建築士でも、或いは弁護士でも、すべてそれ／＼の業に關しますところの法律を、弁護士法なり司法書士法なり、その他の法律がござりませぬ以前におきましては勿論仰せの通りのおきまです。自由によつておつたと存するのではありませんが、それ／＼の、それらの仕事、更にこの行政書士の仕事につきましてもその書類が官公署に提出する性質のものでござりまする關係上、その書類の内容はたとえ些細なものでござりませぬもそれが公の權利關係、或いは私の權利關係に重大な影響を及ぼす書類の作成といふことの業務に關與いたします。それで、それらの公益的な性質に鑑みまして依頼者を保護する。それが業態として多数の人たちがその仕事に携つておる場合におきまして、それらの点につきまして公正の見地からそれらを依頼者を保護し、同時にその業務の公正を期するといふことはやはり法律として規定する領域であると思つたのでござります。例えば報酬の問題は勿論のことではござりませぬが、依頼を受けた行政書士は秘密を守るといふこと等につきましても行政書士法の十二條に規定してあるでござります。こゝろいろいろあれがござりませぬと、たとえ極く内々の書類をい／＼依頼して作つた場合におきましても、そういうことがござりませぬと、その義務を遂行することもござりませぬし、その他書類、帳簿等におきましても自由な職業にいたしておきまされた場合にござりませぬ。それらの帳簿も自由に勝手にい

けるのでござります。多少それが報酬額を超過して取つて依頼を受

けてはいないかどうかという検査の必要上もそういうふうなものを備付けましてやることは、依頼者が安心して行政書士に仕事を頼める途を開くことになりませぬし、又或る程度の行政書士の資格を要件といたしますことは、やはり行政書士に依頼する人々をだん／＼安心させることになりませぬ。それが延いて行政書士の業務を繁榮させるといふことになるのじやないかと思つたのでござります。さういふ見地から行政書士法が長い間の懸案でござりませぬ、これはたしか今から十数年前からあつたと思ひますが、その頃議會等に請願が出ておりました。たび／＼という陳情、請願が議會の上つておるのでござりませぬ。先ほど川本議員からお話がありましたように、司法書士までの段階におきましては、こういう關係業者の法律が完備されまされた取残された部分に屬してござります。以上申上げましたように趣旨から立案されまされた点を御了承願ひます。只今ありました質問にお答へになつておるかどうか存じませぬが、一応申上げました次第であります。

○小笠原二三男君 では最後に自治庁に伺ひますが、そういう非常に重要な法案で、全く地方自治のためにも重大な關係のあるといふふうな法案が、どうして議員提出になるまで自治庁で放つたらかして置いて政府提案となつたのであるか、お伺ひして置きます。

○政府委員(鈴木俊一君) この行政書士法につきましては、従来、先ほど川本議員から仰せになりましたように、中央の法令としては、一種の警察法令

の信願さえあれば、どういふ人が相手であつてもこれは全く個人生活の自由であると思ひます。法律で規制する範圍ではなからうと思つて、ありませぬ。従ひましてそういう人たちまでもひつくるめまして何か制限をいたすといふことになりませぬ。結局私が先ほど申し上げましたように、官公署に提出する書類はすべて行政書士でなければ出せないといふことの前提をとらなければならぬ人たちがまでも制限する規定を作るわけに行かないと思ひますが、それは行政書士法の立案の趣旨ではござりませぬので、只今申し上げたようなことにならぬと思ひます。













をしておる次第なので。ここに権衡を失してはならないと書いてあれば、それは地方の団体を拘束するものであるかどうか、もう一度はつきりお伺いして置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 財源の問題に至りますならば、これは現在の制度並びにこの地方公務員法案との間に置きましては、何ら実質的に変化はないわけでございまして、財源はこれほどできるだけ潤沢にいたさなければなりません、非常なそれが乏しい、いろいろな要求を満たし得ない、こういう場合におきましては、その財源を一体どれに当てるか。人件費に優先的に当てるか、或いは他の物件費等に当てるかというところは、それ、の長なり、地方議会なりが最終的に決定せられるわけでございまして、この法律の要求いたしておりますところは、給与表といものが具体的に條例で定まるわけでありまして、その決定する際においては権衡を失しないように考慮しなければならぬ、こういうことを法律上の要求といたしておるのであります。

○小笠原二三男君 それによく法律に従来あつたのですが、理事者側のほうにとつては都合がいいようになつておる。まあ極端に申しますと、ちゃんと抜け道があるような法律が従来あつたのであります。教職員関係などの給與についても、但し地方でなに／＼によつてはということ、したくてもいいようにやつておつた。而もこれはただしなればならぬ、考慮しなくちゃならぬということだけ言つておつて考慮しない場合にはどうする、という何らの規定もない。そうしますならば、そ

ういふ望みだけを託してこの法律を出すということになるのじやないか。こういう点が我々としては非常に問題とされるところじやないかということをお伺いするのであります。でこの点はその條章に行きましたら又質問いたしますが、そんならば取締るほうの規定は法の公布後二ヶ月というふうな短日月に早く取締つて置いて、保護するほう、そういう部面については一年六月、二年ぐらいかかつてもよろしいと、こういうふうにしておるのは、ただ単に技術的にそういう期間を置かなくちゃならぬというふうな意味の御説明に承つておつたのですが、そのと、裏付として拘束するほうも発動させるというふうな、一年六月なら一年六月、二年後なら二年後に全体的に実施するといふふうな法案にするのが近代的な公務員制度実施に伴う地方公務員の自覚を促すゆえんではないかと、こう考へるのですが、何故取締るほうは早くやり、守つてやるほうは、まあいい加減にという語弊がありませぬけれども、逐次段階を追うてやるようにこの條章で決めたのか、その点の見解を承りたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この法律の施行を一時に二年くらい先になつてやつたらどうかというふうな御意見でございしますが、これは目次をちよつと御覧いただきますと、決してその取締るものだけを先にやつて、その他は後にやるというのではないのであります。大体の施行の順序を目次の章のところでも申上げますと、第一章総則、第二章人事機関、第三章の第一節通則、これは公布後二ヶ月を経て施行をいた

します。第二節、第三節の任用、職階制は只今も御意見がございましたように、非常にこれは準備研究を要する問題でございしますので、五大都市、都道府県は一年半後、その他の人事委員会を置く市に適用になります。が、そういうところでは二年後、こういうことになっております。第四節の給與、勤務時間その他の勤務條件、これは公布後二ヶ月を経て施行をいたします。今の給與のいろ／＼の問題は皆直ちに施行になる部類に入つておるわけでありまして、それから第五節の分限及び懲戒、この分限懲戒に關しましては人事機関が働きますので、人事機関は設置完了いたしますのが都道府県、五大市ではこの法律公布後六ヶ月、その他の市では八ヶ月ということに一応なつておるから、そういう人事機関がすべて設置せられた後からこれは作つて行くという考え方で八ヶ月後に施行する。それから第六節の服務、取締ると言われたのはこれも知れませんが、この第六節、それから第七節研修及び勤務成績の評定、第八節福利及び利益の保護、第一款厚生福利制度、第二款公務員災害補償、これはいずれも公布後二ヶ月後に施行いたします。それから第三款、第四款は今の人事委員会が働きますので公布後八ヶ月であります。第九節の職員団体、いわゆる交渉の問題などはこれも公布後二ヶ月から施行になります。第四章の補則、これも公布後施行になります。第五章はそれ／＼施行になつておるところについては罰則が動いて来るわけでありまして、そういうこととありまして、決して取締るものだけを先に働かすというふうなことは毛頭考

えていないのであります。一体的に一時に施行せよと仰せになりまして、先ず中心規定である人事機関を作つて参りまして、その人事委員なり、事務局長の研修をし、準備、調査、研究をして行きますとできませんので、どうしてもこれは国の場合も御承知の通り段階的になつておりました、その方式にこれはよらざるを得なくなりまして。

○小笠原二三男君 取締るほうだけということが非常に嚴格に御解釈になられたようですが、一般的に申上げておるのであつて、私の申上げておることは案外妥当ではないかとさへ思われる点がある。例えば政治活動の自由制限なんというふうなのはこれはもう早くやつて、不利益処分審査等は委員会ができたならばこういうことは先ずなし。或いは福利厚生の方の問題等は速かにやらなくちゃならぬと言つておられますけれども、それが確かに公布後二ヶ月だと言つたところでできつこはないところなんです。又恩給或いは一時退職金のその制度等も非常に複雑な部分がある。おいそれとすぐはこれは片付かない問題である。そういう實質的に公務員が守られる部分が大かたこれは後廻しにされる、實際上そういうことを私は申上げておるのであります。而もそれならば二ヶ月後実施、或いは一年六月後実施でもいいが、その実施になつたとき或る一定の保護的な水準にまで義務付けられておつたらなければならぬのではないかと、そうじやない。財政と脱み合せて逐次やればよいというふうになつておりますから、その財政的に十分でない限りにおいては永久にこれは行届か

ない問題が起つて来るわけなんです。これらの点についても相当な義務拘束があつて然るべきじやないかというのが私の意見なんです。又見解の相違になりましてその條章に至つたときに少しく詳しく申上げたと思ひます。お茶も出ましたのでもう後は保留いたします。

○相馬助治君 本法律案が制定されますと他の教育公務員特例法、教育委員会法等と抵触する面がある。従つてそれに連關して特に明日の連合委員会に私は文部省の出席を要求します。

○委員(岡本愛祐君) 文部大臣は要求してあります。

○相馬助治君 私がなぜこの速記にどうしてこういうものを／＼しくやるかというならば、何を聞いても分らんから、こういうことを聞きますということを教えてやりますから、委員長、相馬はこういうことを要求しておるのだということを言うて下さい、そういう意味なんです。

○小笠原二三男君 それでは私もこの際お願いして置きたいのですが、第三條の一般職、特別職或いは現業、非現業、公企業体の場合労働組合、公務員に關する単立立法、或いは特別法等の問題に關連して労働省の見解をお聞きしたいと思ひますので、労働大臣並びに政府委員である賃金労働局長の出席を單独にこの委員会が開かれる際にお願ひしたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 承知いたしました。

○相馬助治君 さつきの要求事項ちよつと一部訂正。單独で地方行政委員会が開かれる場合に、天野文部大臣の出

第三部 地方行政委員会會議録第六号 昭和二十五年十二月三日 【參議院】

席を要求します。

○委員長(岡本愛祐君) 承知しました。外に議事進行その他について御意見ございませんか。明日の連合委員会の打合せ、そういうことにつきまして……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) ございませんか。それではこれで散会いたします。

午後三時十三分散会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

岡本 愛祐君

堀 未治君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

岩木 哲夫君

石川 清一君

川本 末治君

衆議院議員

国務大臣

国務大臣

政府委員

地方自治庁次長

衆議院法制局側

参事(第一部長)

岡野 清豪君

鈴木 俊一君

三浦 義男君

昭和二十五年十二月十四日印刷

昭和二十五年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所